

令和6年度 第1回農村RMO推進研究会 事例発表資料

# 京都府版農村RMO伴走支援

令和6年9月

京都府 農林水産部 農村振興課



平成元年 1989    平成2年 1990    平成3年 1991    平成4年 1992    平成5年 1993    平成6年 1994    平成7年 1995    平成8年 1996    平成9年 1997    平成10年 1998    平成11年 1999    平成12年 2000    平成13年 2001    平成14年 2002

← 京都府農業・農村活性化構想 (ACT21ビジョン) →

新京都府農林水産振興構想 (ふるさとビジョン)

## 過疎化・高齢化の進む農山村地域の維持・再生、持続可能な「村づくり」に向けた活動の歴史

### ① 集落話し合い運動推進事業・がんばる農山漁村づくり事業

[話し合い活動]    平成元年～平成9年

集落の将来像について話し合いを重ね、農山村地域の活性化のための計画を策定。地域リーダー育成など地域づくり関連の府ソフト事業の第1号。

### ② ふるさと再発見キャンペーン

[都市農村交流]    平成7年～平成11年

農作業を通じて農山漁村の良さを発見し、理解しながら自然と触れ合える交流イベントと体験ツアーを実施。

### ③ 中山間地域等直接支払制度

[農山村を守る活動]    平成12年～

過疎化・高齢化が進み、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産の維持を通じて、水源かん養、洪水防止等の多面的機能を確保するとともに集落における共同取組活動を推進。

① 集落話し合い運動推進事業・がんばる農山漁村づくり事業

② ふるさと再発見キャンペーン

③ 中山間地域等直接支払制度

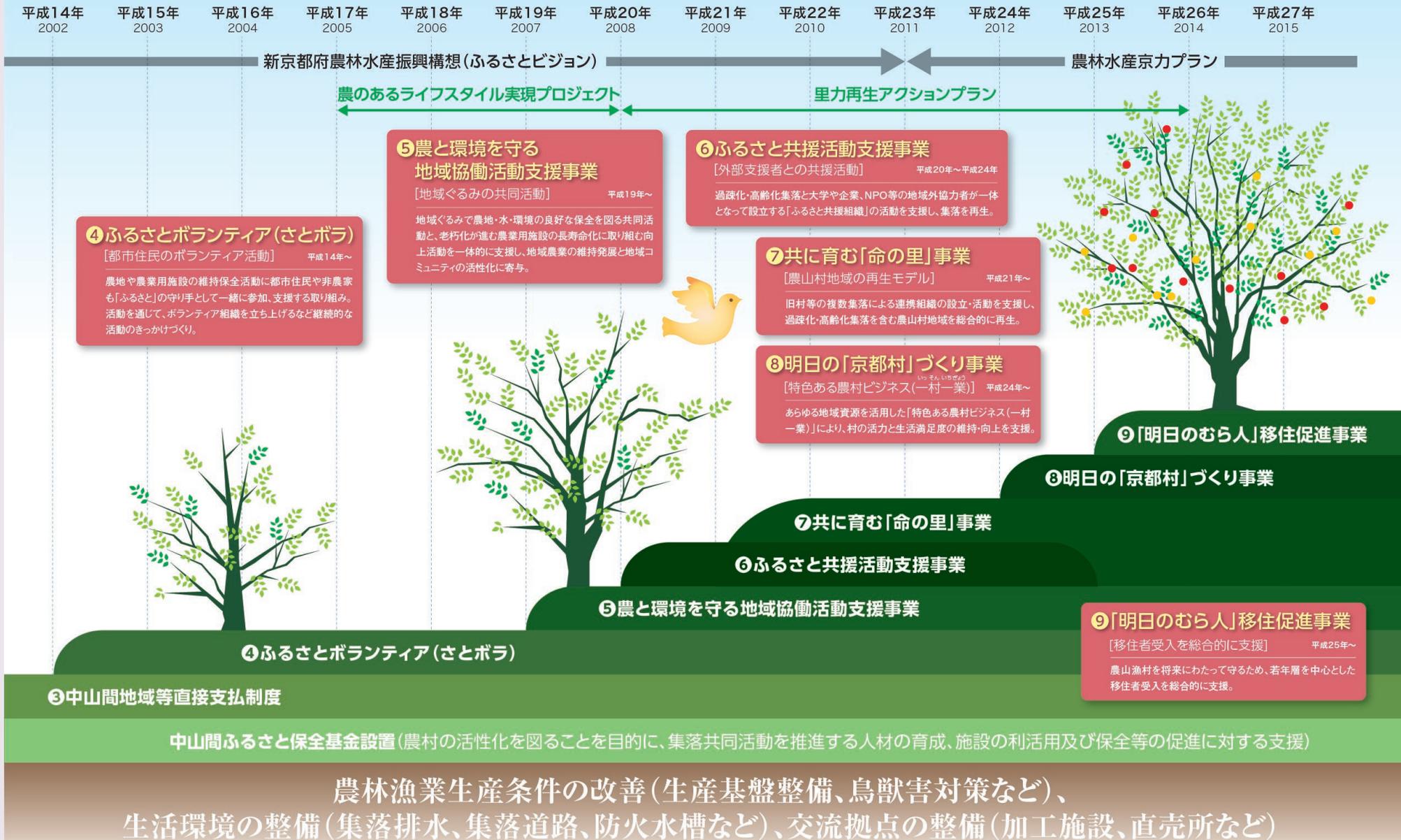
中山間ふるさと保全基金設置

(農村の活性化を図ることを目的に、集落共同活動を推進する人材の育成、施設の利活用及び保全等の促進に対する支援)

農林漁業生産条件の改善(生産基盤整備、鳥獣害対策など)、生活環境の整備(集落排水、集落道路、防火水槽など)、交流拠点の整備(加工施設、直売所など)



# 京都府の村づくり事業のあゆみ



平成30年  
～令和4年

⑩農村型小規模多機能自治推進事業 [コミュニティの自立的運営]

関係人口の創出や地域の「なりわい」づくりと農村コミュニティの法人化の支援により、農村コミュニティの更なる強化を推進

令和3年～

⑪農村地域再構築推進事業 [「選択と集中」による合理化]

小規模化する集落において人口減少に対応できるよう「むらの減築」を推進

令和4年～

⑫農村型地域運営組織モデル形成支援事業 [持続可能な地域運営体制づくり]

規模に見合った合理化により生み出された余力を活かし、持続可能な地域運営体制の構築



里の人づくり（ソフト）

- ・ 地域連携組織設立活動支援事業・・・地域連携組織等の運営・活動の支援
- ・ ふるさと共援活動支援事業・・・集落と地域外の協力者による取組の支援
- ・ 人材支援事業・・・人材を配置し、組織運営や地域コーディネートを支援

①「里の仕事人（府職員）」の配置・活動支援

②「里の仕掛人」の配置・活動支援

※地域のパートナーとして住民とともに再生活動に取り組む民間人材

③「里の公共員」の配置・活動支援

※地域に居住し他の仕事を持ちながら、住民とともに長期的に地域づくりを  
実践する公的人材

④地域人材の育成

その他若手・女性のチャレンジ事業も整備

里の基礎づくり（ハード）

生活環境基盤 農業生産基盤 営農基盤



# 「命の里」事業支援体制

## 地域

### 地域連携組織

自治会 多様な主体の協働 公民館

NPO・企業

村づくり委員会

農業法人

里の仕事人

里の仕掛け人 ※(1)

里の公共員 ※(2)

地域連携組織が事業主体

多様な地域課題を解決

耕作放棄地の再生利用

空き家を改修した「ゲストハウス」  
・「交流拠点」の開設

活動・課題解決支援

直売所の開設や  
地域交流イベントの開催

特産品開発による  
新ビジネスの芽生え

## 広域

### 振興局

#### 組織横断チーム

土木事務所

農林商工部

企画総務部

保健所

農業改良普及センター

教育局

## 里の仕事人の業務

- 地域（集落間・住民間）のコーディネート
- 行政との連絡調整
- 地域課題の検討、里力再生計画の策定支援
- 組織の運営、業務処理支援
- 地域の中核を担う人材の育成

※(1) 地域づくりの体制構築、活性化の取組やビジネス興しなどの立ち上げ期をサポート

※(2) 地域の活性化取組や地域ビジネスなどを長期的に持続できるようサポート

連携

市町村

連携

本庁

里力再生専門部会

関係課

広域振興局

教育委員会

連携



## 寄り添いの伴走支援とする理由

過疎・高齢化が進む農村集落は様々な課題を抱え存続の危機

「主体性」を生み出せないほどに疲弊している

集中的・総合的な支援が必要

一定の加速度がつくまではまちづくり団体等との協働が不可欠

官民の人材を投入し、地域へ臨機に対応ができる**寄り添い支援**を実施



## 「命の里」事業にみる課題

①里の仕事人となる職員は、一定の現場経験を積んだ職員のみ（主に当時の50代職員）



令和となる前後で当該職員は定年退職

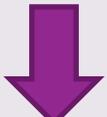
次を担う30代、40代の中堅層職員が極端に少なく、地域に対する伴走支援のノウハウ等の継承が不十分

②行政職員には定期的に人事異動が発生



人が変わるために信頼関係の構築に時間を費やし効率的支援が行えない

③ 集落支援員・地域おこし協力隊等活躍

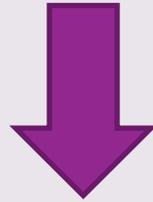


地域活性化施策を担当する職員の役割の変化



## 京都府内の中間支援組織の状況

- 中間支援組織
- ①地域のNPO支援や活動のサポート
  - ②行政と地域の間で立って、様々な活動を支援する組織



京都府内には②の役割を担う中間支援組織が無かった

更に、農村RMOの中間支援組織は

行政と地域の間で立って活動を支援する中間支援

地域に寄り添い活動を支援する伴走支援

二つの役割・違いを認識し  
遂行できる組織を想定した



国実施要領より「農村型地域運営組織形成伴走支援」は・・・

中間支援組織の育成等を通じた都道府県単位における伴走支援体制を構築する取組

農村RMO伴走支援事業に取り組んで・・・



京都府版伴走**支援体制の再構築**

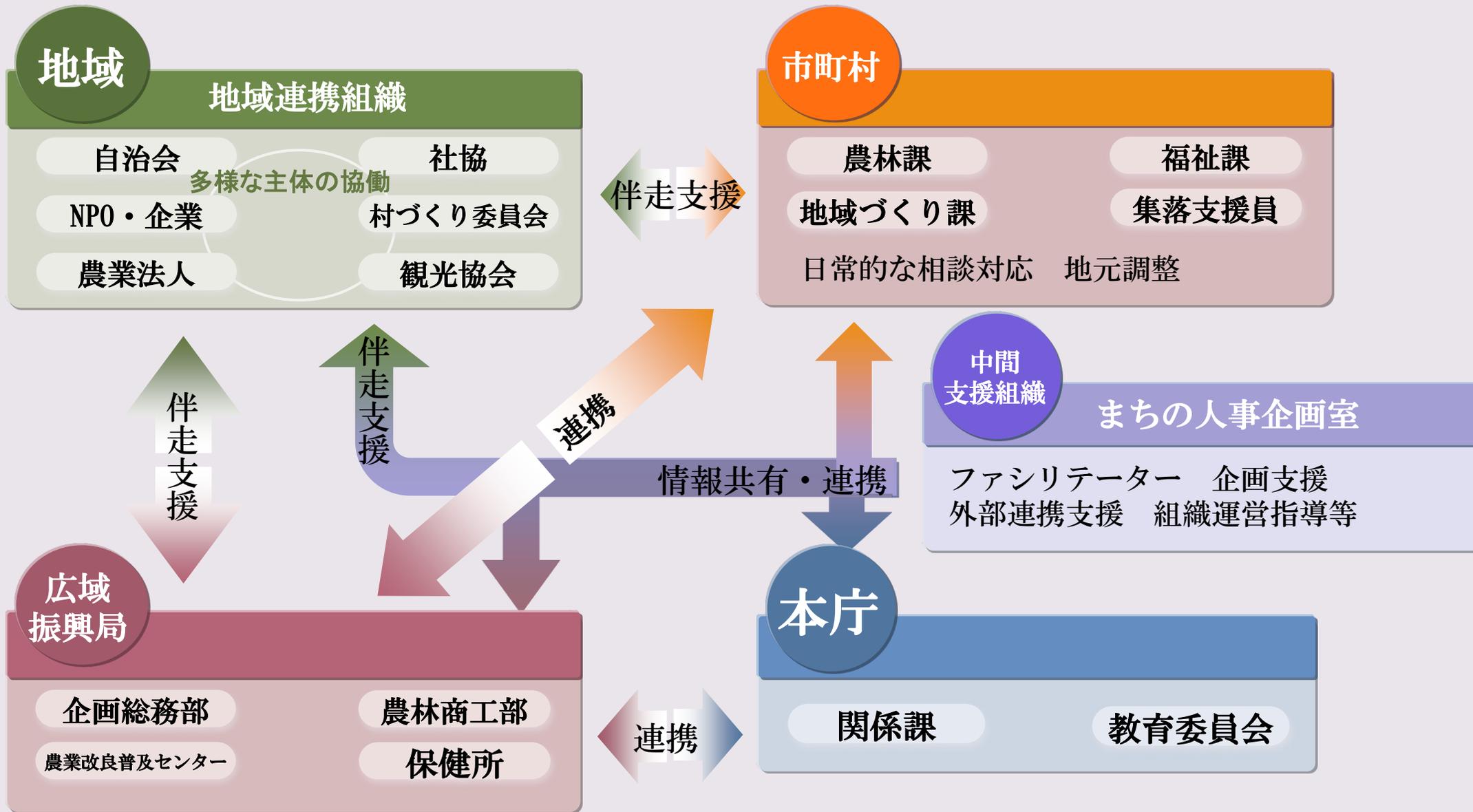
実践を通じた**中間支援組織の育成**

官民両方の立場からみる**地域支援のノウハウの蓄積と継承**



# 農村RMO事業支援体制

毎月の会議で密に情報共有を行い、適宜支援方針を固めたいうえて、各組織が現場で寄り添い支援を行う。



全体統括・進捗管理・事業計画指導 合意形成支援等



# 事業取組地区



宇川地区 (R4～)  
小学校区 14集落



中山間・多面広域化検討会



加工品(ジャム・燻製等)の検討・試作



地区若手交流会

与謝・滝・金屋地区 (R4～)  
小学校区 4集落



自動給水栓の試行



ホースセラピー実証



遊休農地の市民農園化の検討と試行

伊根地区 (R6～)  
町全域 32集落



ラジコン草刈り機活用による草刈り体制の構築検討



新たな加工品の検討・試作



配食サービスの試行

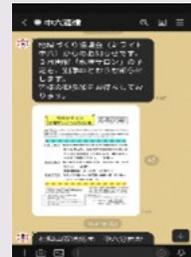
中六人部地区 (R5～)  
小学校区 9集落



農地情報の一元化と活用方法の話し合い



廃校を活用した地場産物の直売



地区内情報共有のデジタル移行試行

摩気地区 (R6～)  
小学校区 8集落



こども園での農育の試行



地場産米の加工品開発とブランド化検討



こども園での農育の試行



## 伴走支援地域と支援可能範囲

### ■ 伴走支援地域

京都府丹後地域

(京丹後市 宮津市 与謝野町 伊根町)



中間支援組織の所在地

### ■ 中間支援組織による支援可能範囲

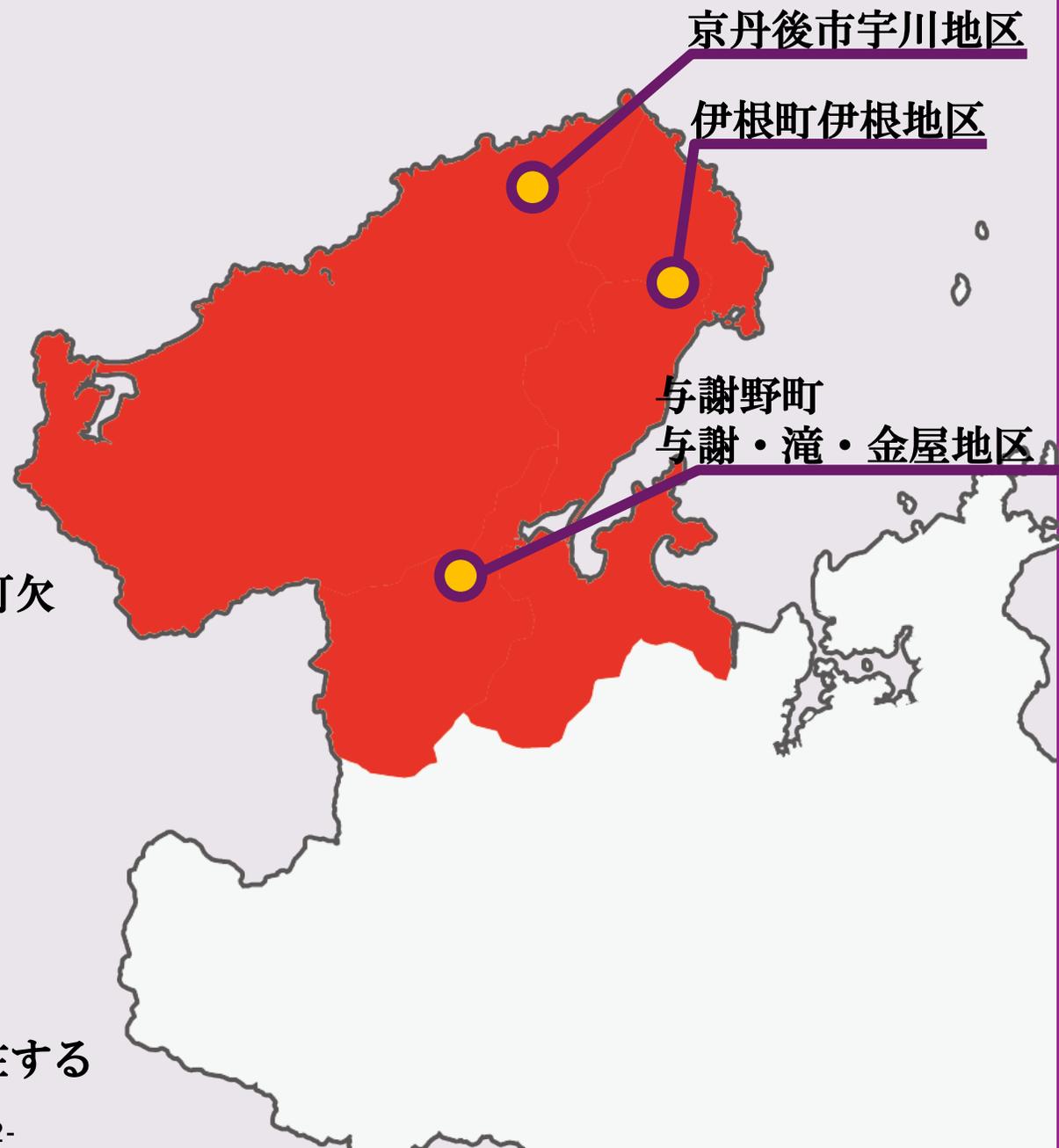
地域への伴走支援には信頼関係の構築が不可欠



地元・所管する市町村役場(職員)と  
日常的な接触ができ、臨機応変の対応が  
可能であることが条件



物理的距離等の制限から、中間支援組織の所在する  
府域(片道20km程度)が支援可能範囲



■形成支援事業の実施期間中はきっちりと伴走支援が必要

→ 地域は「主体性」を欠くほどに疲弊しており、  
外力を加えて取組に推進力をつけなければならない

現行の制度（事業取組期間3年間）では、後続の地区には伴走支援がつかない

■中間支援組織には「伴走支援」と「中間支援」の両方の役割が必要

→ 二つの役割を区別し支援を行うことで、  
行政にも地域にも寄らない第三者的立場で支援が行える

実践を通さなければ中間支援組織の育成はできない

■農村RMO事業実施後も取組を昇華・収束へ導く終了後の伴走支援も必要

→ 1年目に調査・ビジョン策定、2年目～3年目に試行だけでは  
地域は自走しきらない

地域が事業疲れし、「事業に取り組んで終わり」になりかねない

